

第 26 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 25 日 (木) 午前 9 時 36 分から 10 時 02 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎
農業委員	1番	久保田 力雄
	3番	高田 真盛
	5番	小山 幸良
	7番	寺内 秀昭
	9番	原 雅喜
	2番	砂坂 浩一郎
	4番	黒木 りか
	6番	中之園 堅二郎
	8番	福 富久

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	二.	小脇 尚武
ホ.	崎田 善昭	ヘ.	雨田 俊哉
ト.	原田 晃生		

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 野里 一則

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 18 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 議長 ただ今から、第 26 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 11 番 牛野進一郎委員、1 番 久保田力雄委員を指名します。
- 議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 18 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。事務局。
資料の 2 ページをお開きください。
- 議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 賃借権 2 件、所有権移転 1 件を定めたいので、承認を求めるものです。
- 資料の 3 ページをご覧ください。
- 農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
- 存続期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間が 1 件、令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間が 1 件の合計 2 件です。
- 資料は 4 ページ、内訳書です。
- 整理番号 1 番、鹿児島市〇〇番 × × 号、A・91 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・60 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△▽××番ほか 1 筆、地目はすべて畑、面積は 2 筆合計●●m²で甘藷・ガジュツを耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は 6 ページに添付しております。
- 整理番号 2 番、中種子町〇〇××番地、C・79 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・48 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△▽××番ほか 19 筆、地目はすべて田、面積は 20 筆合計〇〇m²で水稻を耕作します。賃借料は糸〇〇kg を現物渡し、期間は 10 年の再設定です。図面は 7 ページ、8 ページに添付しております。
- 続きまして資料は 9 ページをお開きください。
- 農地売買等事業による利用権移転、総括表になります。
- 対価の支払い期限及び引き渡しの時期は令和 7 年 12 月 1 日、件数は 1 件です。
- 16 ページをお開きください。内訳書になります。
- 譲渡人は鹿児島市名山町 4 番 3 号、公益財団法人鹿児島県地域振興公社、

譲受人は南種子町〇〇××番地、Eです。

土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか6筆、地目はすべて田、面積は7筆合計で●●m²です。売渡金額は7筆合計〇〇円です。図面は11ページ、12ページに添付しております。

この件につきましては、4月の第21回定例総会において承認をいただき、公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買い入れたもので、今回、Eへ売渡しを行うものです。

賃借権及び所有権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 はい、2番委員。

2番委員 整理番号1番ですが、売渡金額〇〇円となっていますが、この金額は公益財団法人鹿児島県地域振興公社で決めるのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 公社が買い上げる金額は、出し手と受け手で決めますが、周辺の取引実績を確認し、著しく差が出ないよう設定しております。この買入金額〇〇円に対して、売渡をする際は10%の取引手数料を加えたものになっております。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：F、譲受人：G 外3件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

資料の13ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転4件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 F。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Gです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畠、地積は●●m²です。

所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20 ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 H ほか3名。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Iです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畠、地積は●●m²です。

所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。

譲受人は中種子町在住でありますが、本町の認定農家となっており、今回初めて本町において農地を取得するものです。

この件につきましては、17 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は31 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 J。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Kです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畠、地積は●●m²です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、18 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は36 ページから添付しております。

14 ページをお開きください。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて田、地積は2筆合計●●m²です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は40 ページから添付しております。

以上の4件につきましては9月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番・4番は地区担当が私ですので、12番が説明します。

12 番委員 整理番号1番。FさんからGさんへの贈与ですが、Fさんのお母さんは

Gさんのお母さんでもあります。それで親の代からGさんが耕作していました。シキミとヒサカキを作付していて、現在はヒサカキだけを栽培しています。その親からの相続ということで、整理番号2番についても、Iさんのお母さんとGさんは姉妹でございます。姉弟で相談し、現在の耕作者に名を変えようということでの贈与ということで問題はありません。

整理番号4番ですが、Lですけれども、これは田んぼのある場所が現地近くで耕作しているMに買わぬいかという話があり、現在進行している構造改善を見据えて、土地の利便性向上を鑑みて購入することになりました。現在は荒れていますが、周辺の管理をし、きれいに使っていくのではないかと思います。周囲の土地も耕作しているので問題はないかと思います。

議長 整理番号2番・3番の説明は、農地部長の6番委員、お願いします。

6番委員 Iさんのお母さんと譲渡人のHさん外3名さんはIさんのお母さんとご姉弟であります。畠は以前からNさんが耕作していました。息子のIさんは中種子町在住ですが、お父さんのNさんの元で農業を営んでおりますので、問題はないかと思います。

整理番号3番のJさんとKさんは親戚関係ではありませんが、○○の方にも土地はあるんですけど、ハウスでパインアップル等を栽培しています。

事務局から補足説明をお願いします。

39ページの地図をご覧ください。今回道路から離れた奥の農地の申請が出されておりますが、道路に面した宅地の部分と合わせて取得したいということでした。今回の申請は奥の土地についてだけになります。手前の宅地の部分は駐車場にしたいということで、後日、5条の申請をしたいということでした。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：O、譲受人：P 転用申請1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。

事務局。

資料の45ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め

るもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、地目は畠。地積は●●m²です。

工事計画は、令和7年12月から令和8年5月までの6ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、建築費〇〇円の合計〇〇円となっており、全て自己資金で賄うものです。

転用目的は一般住宅・倉庫です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいであるため、申請地の所有権を取得して、自宅を建築したい。」とのことです。

一般住宅の面積基準500m²を超えていましたが「西側隣接地と高低差があり2.5mほど後退して建設すること、北側及び西側に法面があり建築不能であること」等により理由書が提出されております。理由書は49ページに添付しております。

周囲の状況につきましては、南側は町道に面しており、そのほかは農地となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料50ページの被害防除計画書をご覧ください。

(1)造成計画が、現状のまま利用する。

(2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3)周辺農地に対しての支障対策としては、幅3m程度の緑地、緩衝地を設け、建物の高さは5m程度とする。

(4)用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽となっております。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は46ページから添付しています。

この件につきましては、9月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

農地部長の6番委員、お願いします。

6番委員 OさんとPさんとの件ですが、Pさんは〇〇株式会社に勤めておりまして、奥さんはQさんの娘であります。現在の住まいは〇〇の〇〇アパートで手狭であるため、新しい自宅を建築したいと土地を求めたとのことです。以上です。

議長 以上で説明を終わります。

これから、質疑に入れます。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のよう

です。原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、第26回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。